

○財務省告示第二〇四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	二トン
四	四、〇三三トン
五	一九五トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
八六トン	一七三トン	二、五四六トン	一七、一四四トン	一、〇一八トン	五六トン	六二、八七六トン	一九八、二五五トン	一、一一〇、一二〇トン	一六、六四六トン	四八三トン	二七三トン	三、四一一トン	一トン	三トン	一トン

二九	七二トシ
二八	〇トシ
二七	一、一五トシ
二六	一九四トシ
二五	〇トシ
二四	八トシ
二三	八三六トシ
二三	八八トシ
二二	五、五四六トシ